

衆議院 第二百一回国会 経済産業委員会 議議録 第十二号

令和二年五月二十二日(金曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 富田 茂之君	理事 大岡 敏孝君	理事 神山 佐市君
理事 小林 腹之君	理事 鈴木 淳司君	政府参考人 (資源工業省電力・ガス取引監視等委員会事務局長)
理事 武藤 容治君	理事 田嶋 要君	政府参考人 (資源工業省工部省工部長)
理事 山岡 達丸君	理事 鶴淵 洋子君	政府参考人 (資源工業省エネルギー庁長官)
神田 裕君	将吾君	政府参考人 (資源工業省エネルギー庁資源・燃料部長)
星元 國場幸之助君	高夫君	新工部省工部長
安藤 石崎 徹君	清人君	新工部省工部長
辻 博之君	裕君	新工部省工部長
福田 達夫君	達夫君	新工部省工部長
星野 利士君	三原 朝彦君	新工部省工部長
和田 山際大志郎君	和田 義明君	新工部省工部長
笠井 落合 貴之君	笠井 幸之君	新工部省工部長
本多 直人君	平直君	新工部省工部長
山崎 誠君	誠君	新工部省工部長
細田 健一君	吉川 拓馬君	新工部省工部長
宮路 細田 健一君	吉川 拓馬君	新工部省工部長
祐木 和田 義明君	祐木 哲君	新工部省工部長
足立 落合 貴之君	足立 幸之君	新工部省工部長
中野 宮川 伸君	中野 宮川 伸君	新工部省工部長
梶山 弘志君	梶山 弘志君	新工部省工部長
牧原 康史君	牧原 康史君	新工部省工部長
洋昌君	洋昌君	新工部省工部長

同日	五月二十二日	五月の異動
辭任	陞元 将吾君	
補欠選任	和田 義明君	
	菅 直人君	
	本多 平直君	

同日	五月二十二日	五月の異動
辭任	陞元 将吾君	
補欠選任	和田 義明君	
	菅 直人君	
	本多 平直君	

本日の会議に付した案件	政府参考人出頭要求に関する件
-------------	----------------

強輒かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律案 (内閣提出第二六号)	政府参考人出頭要求に関する件
--	----------------

超えてやはり総省をしていかなければならぬいん	強輒かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律案 (内閣提出第二六号)
------------------------	--

○富田委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、強輒かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

この際お詫びいたします。

本案審査のため、本日、政府参考人として個人

情報保護委員会事務局次長福浦裕介君、金融庁総

合政策局審議官伊藤豊君、総務省自治行政局長高

原剛君、経済産業省大臣官房商務・サービス審議

官藤木俊光君、経済産業省電力・ガス取引監視等

委員会事務局長佐藤悦緒君、資源工部省工部長

官高橋泰三君、資源工部省工部長

新工部省工部長松山泰浩君、資源工部省工部長

新工部省工部長南亮君及び資源工部省工部長

新工部省工部長村瀬佳史君の出席を求め、説明

を聽取いたしたいと存じますが、御異議ありませ

んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○富田委員長 御異議なしと認めます。よって、そのよう決しました。

○富田委員長 質疑の申出がありますので、順次これを許します。田嶋要君。

○田嶋委員 おはようございます。きょうもよろしくお願いします。

きょうは、電事法を始め改正案の長い質問時間をいただきましたけれども、しかし、考えてみます。本当にこれでいい話ですね。多くの意味で国益を損なっていることばかりであります。そこで、この国会、関電、経産、検察庁と、最初から最後まで不祥事続きの国会だというふうに思いました。本当にこれ、情けない話ですね。多くの意味で國益を損なっていることばかりであります。それでも、また今回も訓告という、どこかで聞いたような話がまた出てきています。身内に甘く、そしてもう縁切つてはいる。これはもう与野党を

本日の会議に付した案件	政府参考人出頭要求に関する件
-------------	----------------

強輒かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律案 (内閣提出第二六号)	政府参考人出頭要求に関する件
--	----------------

超えてやはり総省をしていかなければならぬいん	強輒かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律案 (内閣提出第二六号)
------------------------	--

じゃないかなということを思っております。

きょうも、国会は少し一寸先は闇というような感じでございまして、どういう状況になるかわからせんけれども、できる限り質問を続けさせていただかたいといふふうに思います。

大臣、きょうも布マスクされていませんけれども、ちょっとしつこいようですかねど、これか

らちちよつと確認させていただくんですが、やは

り、マスク、もうやめませんか。まだ一割くらい

ですよ。届いている方、いますか、自宅に。決断

は大臣だつたらできると思うんですよ。もうやめ

た方がいいですよ。ほかに使うお金、いっぱいあ

るんですから、使い道。まだ三百億円ですか、全

体で四百六十六億円。やはりやめる。どうです

か、大臣。

○梶山国務大臣 田嶋委員の御意見として受けとめておきます。

○梶山国務大臣 まあ、私というよりは、もう多くの人はそう思つていらっしゃると思います。これから

にもいろいろ投書もなされております。これから

届くのは非常にずれた感じを多くの人が持つので

はないでしょうか。

そういう意味で、コロナに関しては大変な状況

でございますが、新聞などでは、例えば、コロナ

の経済対策、環境重視、こんなような記述もござ

ります。ほかの国のいろいろな事例が載つておりますが、例えはフランスなどは、いろいろ傷んだ

企業に対して支援をしていく、これはこれから私

たちも二次補正以下考えていかなければいけないわ

けですが、二〇二四年までのCO₂排出量の五割

削減を前提にエールフランスに応援していくと

起き上がるときに今までの経済とは違う形を

摸索をしているなという、そういう印象でござい

本日の会議に付した案件	政府参考人出頭要求に関する件
-------------	----------------

強輒かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律案 (内閣提出第二六号)	政府参考人出頭要求に関する件
--	----------------

超えてやはり総省をしていかなければならぬいん	強輒かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律案 (内閣提出第二六号)
------------------------	--

危ういようなところに、アメリカの制裁はどうなるかわかりません、政権がかわつたらどうなるかわかりません、北極海の運航も本当にうまくいかかわからず、こうやつて本当にリスクを抱えているものを、こうやつて本当にしっかりと議論させてほしいということなんですよ、この大事な電気事業法と再エネ特措法にくつづけて。

何か読み飛ばしますよ、あんなふうに書いていたら。だけれども、調べてみたらこういうことなので、筆頭に頼んで、質問に立たせていただいているんですよ。

それで、これは証拠があるわけじやありません。

○梶山國務大臣 中東で緊張したときに、梶山大臣がカタールとかUAEに行つてしまつかり交渉してもらることはぜひやつてくださいよ、日本の商社が供給できるように。

だけれども、そのときに、商社にも売つてもらえないような危機のときに、ふだんつき合つていないJOGMECさんが供給してもらえるといいうスキーム、突然入つてきますけれども、余り現実的じやないなということを指摘して、私の質問を終わります。

○富田委員長 次に、浅野哲君。

○浅野委員 国民民主党の浅野哲でございます。

本日は、電気事業法等の改正案ということでも、指摘をしておきたいと思います。

それを、この法案に束ねるために、もう一つ問題は、変な、中東の安定確保のために、いざとなんじやないかというは僕の推測ですけれども、乗り出します。

午前中は十二時まで質疑をさせていただきたいと思います。途中でちょっと昼休みを挟みますので、時間の関係から少し質疑の順番も入れかえながら進めさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

まず冒頭取り上げたのは、電気事業法となります。

今回の改正では、電気事業法、再エネ特措法そしてJOGMEC法といった、複数の法案の束ね法案となつております。

は、何か賛成、別に反対しないですよ、いざというときは頑張つてくれます。

しかし、これは、先ほど田嶋筆頭も言つていましたけれども、こんな、中東が不安定な乗り出しができると。一見、何が賛成、別に反対しないですよ、いざというときは頑張つてくれます。

それを、この法案に束ねるために、いざとなんじやないかという法律が出てきているんですか。

私は勘ぐっているんですよ。ロシアの変なのだけだと目立つから、こつちのまともなもの、まともといふか、何でここに載つているのか、三十年で突然、きょうこの日の国会に、中東が不安定だせること、そういう法律が出てきているんですか。

けだと目立つから、こつちのまともなもの、まともといふか、何でここに載つているのか、三十年前にやつておけよというものが、何だかわからなければ書いているんじやないかと私は勘ぐっているんですねけれども、違うですか。

○梶山國務大臣 そういう、政情が不安定になつたりしてどの国にも輸出ができないような状況のときには、また原油の輸送ができるようにして、起きるよう

いくという思いを込めて、この法律になつております。

○本多委員 中東で緊張したときに、梶山大臣が

カタールとかUAEに行つてしまつかり交渉してもらることはぜひやつてくださいよ、日本の商社が供給できるように。

だけれども、そのときに、商社にも売つてもらえないような危機のときに、ふだんつき合つていないJOGMECさんが供給してもらえるといいうスキーム、突然入つてきますけれども、余り現実的じやないなということを指摘して、私の質問を終わります。

口ワットでいいますと六千四百万キロワット、風力が一・七%程度、キロワットでいりますと一千万キロワット程度ということ、あるべき姿、目標が示されているところでございます。

今の現状の導入量でございますけれども、太陽光の方が大体、直近の数字でいりますと、一九年の十二月時点で五千三百九十万キロワットにまで来ています。ミックスの六千四百万と比較いたしますと、あと一千万キロワット分ぐらいのところまでたどり着いているというところでござります。

風力の方は、この一千万キロワットという数字との比較で申し上げますと、同じく一九年十二月の時点で三百九十万キロワットの状況でござります。

それについての状況の認識でござりますけ

れども、太陽光について言いますと、この委員会でも御議論、御質問を頂戴しております未稼働の問題というのがござります。認定はしているんですけども動いていないという、地元の同意、地

元の御理解というのがなかなか得られないという問題もござりますので、認定量そのものは昨年の十二月時点で七千八百二十万キロワットまでいつ

ているんですけども、それがどこまで、どれくらいのスピードで進み得るかということは注視し

ながら導入を、地元の理解を進め、系統の整備を進め、エネルギー・ミックスの実現に向けた取組を

進めていますが、これが未稼働案件への影響、ど

の非常に重要な課題だと思つておりますが、そ

れの整理をさせていただきました。やはり、目

標に対し認定量が既に上回つている太陽光のよ

うな電源もございますし、未稼働案件対応とい

うのを整理をさせていただきました。やはり、目

標に対し認定量が既に上回つている太陽光のよ

か、さらには、その将来に向けて言いますと、洋上風力のようなものを持つて量を拡大していく、このための、調整のための再エネ海域利用法

、というのも制定しておりますので、こういったものを使いながらしっかりと導入拡大を図つて

いきたいと考えてございます。

○浅野委員 ありがとうございます。

若干の数値の、数値をとつた時期によって違

はあるんですけども、本日の資料一の方に、た

だいま答弁いただいたような各電源ごとの導入

量、認定量、そして二〇三〇年段階の目標値とい

うのを整理をさせていただきました。やはり、目

標に対し認定量が既に上回つている太陽光のよ

うな電源もございますし、未稼働案件対応とい

うの非常に重要な課題だと思つておりますが、そ

れに加えて、今回の電気事業法の改正では、ブッ

シュ型の系統整備計画というものが盛り込まれ

ることになりまして、これが未稼働案件対応とい

うの非常に重要な影響を与えるのかとというのを次の質問

で伺いたいというふうに思います。

事前にいただいた資料によれば、これまでは、

再エネ電源を新設して、接続要請を受けて都度対

応するというブル型の、受け身の対応をしてき

た、その結果、高コスト、非効率になつてしまつ

たというのが政府側の見解であります。こういつ

たことを受けて、今後は、増強要請の前にボテン

シャルを見据えて計画的に系統整備計画を定め

て、そこで再エネの接続も受け入れていく、そん

なやり方に切りかえていこうという方針だと理解

をしております。

次の質問で聞きたいのは、もう既に太陽光に

しては認定量が七千八百二十万キロワット全国に

ありますし、導入されていない設備も約二千五百

万キロワット相当あるわけございます。こう

いった施設がこれから系統につなぎたいといった

ときに、このブッシュ型の系統整備計画、これは

法定化されますので法律の効力が発生します、この整備計画と合致しないからつなげないというよ

うな形がいかにスピーデ感に応じてできていくよ

うな事態が発生するのか、し得るのか、そのあた

りの見解をお伺いをしたいと思います。

○梶山国務大臣 再エネの接続制約を解消していくためには、広域系統整備計画、いわゆるマスター・プランについては、全国大で、全国規模で電源ボテンシャルを踏まえて費用対効果を分析しつつ全体最適を目指す形で策定していくことが重要であると考えております。その際、再エネの電源ボテンシャルについても、透明性のあるプロセスの中で、中立的な有識者の意見も踏まえながら適正に踏み込んでいくことで、再エネの接続制約の解消に貢献する計画となつてはいると認識をしております。

また、再エネの接続制約の解消に向けては、今回の法案と並行して、系統が混雑しているときに出力制御を受けるといった一定の条件のもとで新たな電源の送電網への接続を附加的に認めるノンファーム型接続と呼ばれる仕組みの導入などが進められているところであります。

このようないくこと、あいているところをいかに精緻に見つけ出すかということも含めて、今後の努力課題、これから課題であると思っております。○浅野委員 ぜひ事業者、そして地域、またOCCTO、いろいろとこの整備計画、まずは大枠を決めてからその詳細設計ということだと思うんですけど、これからの事業を拡大していくうとしている、参入していくうとしている事業者はまだまだたくさんいますので、ブッシュ型の系統整備計画というものが再エネの普及拡大を阻害するような方向に働くかないよう、ぜひ対応をお願いしたいというふうに思います。

統いて、今回、電事法の改正の中では、各電力事業者が災害に備えるために基金を積み立てる、そんな新しい制度がスタートするというふうに聞いております。

本日の資料四の方をごらんいただきたいんですが、簡単なお金の流れのようなものが図にまと

まっております。送配電事業者から、通常、定期的に電力広域機関に積立てをし、そして、災害が起きた際にはその被災送配電事業者に対して交付される。そして、それらを応援費用ですとか仮復旧の費用に充てることができる。こういうお金の流れになつております。

ちよつと、きょう、まず全体的な概要として、積立基金の規模がどのくらいになるのか、そして、どういう条件を満たしたときに支払われるのか、そしてまた、これは託送料金に上乗せされるか、そういう点になると聞いておりますが、国民負担への影響がどの程度なのか、また、災害というのはいつどこでどのようなものが起るかわからぬい、地域的な不均一性というものもあるかと思いまます、そういった点に関する配慮について伺いたいのですが。

そして、加えて、一番問題視しているのは、この資料四の赤線部分、会費として支払うことになりますが、そういったところをいかに精緻に積み立てますと、次に災害が起きなければストックとして積んであるということになりますので、災害が起きて実際に使われなければ、追加でそれを上増していくというようなことは考えていないわけですが、この数十分でございます。これは、一旦積み立てを一時とめるとか、そういうふうに考へたがいまして、そのうち十億円規模を超えて追加的に積み立て続けるといつたようなことはないというふうに考えてございませんので、災害が起きて実際に使われなければ、追加でそれを上増していくというようなことは考えていないわけですが、この数十分でございます。

○村瀬政府参考人 お答え申し上げます。

委員から資料として提供いただいたように、この相互扶助制度は、近年の大規模災害の頻発を踏まえまして、災害は全國どこでも起きるものであるという考え方のとどで、各送配電事業者による停電の早期復旧のための対応を後押しするための相互扶助制度でございます。

対象は、この図でもお示しいただいておりましたが、基金の規模ですとか国民負担への影響を具体的に今提示いただきたいけれども、やはりもう一つ考慮をいただきたいのは、今回、OCCCTOが

かかるんですけれども、災害復旧が加速化されるという面がありますので、こういったものを想定してございまして、こういったものに対する基金をあらかじめ積み立てておいて、早期復旧のための後押しをするというものでございます。

したがいまして、今お問い合わせいただいた規模でございますけれども、昨今の災害の例を踏まえまして、現在想定しておりますのは、総額で数十億円規模の資金が相当するものと考えております。これをあらかじめ積み立てておくということを考へておきます。

では、統いての質問になります。

今回、こうやつて災害時に、昨年の房総半島の豪雨災害、長期間にわたって通電しなかつた、こういった反省を踏まえて、災害時に送配電事業者が地方自治体や自衛隊などに戸別の通電状況のデータを提供することができるようになります。

やはり、今実はこの委員会と並行して内閣委員会では個人情報保護法の審議が進められておりました。したがいまして、そういった考え方もしっかりと規定というような形で決めて会員の方々にお示してござります。これが、このままでは個人情報保護法の適用をしていきたいというふうに考えてございます。

ちなみにでございますけれども、国民負担といふことでいいますと、ことし仮に単年度で積み上げると、月額一家庭で一、二円という規定といふような運用をしていきたいというふうに考へてございます。

これまで努力義務だったものが一定の条件を満たした場合にこれからは義務化されることになる、そんな内容が審議をされております。

ですから、これから災害のときに、通電情報のデータ、個人データに当たるものもあると思いますので、将来の支出をあらかじめ積んでおくことの意味では、必ずしも御負担ということではなく、いついう解釈もできるかなというふうに考えてございます。

いずれにいたしましても、そういうルールといふことでございます。

○浅野委員 ありがとうございます。

基金の規模ですとか国民負担への影響を具体的に今提示いただきたいけれども、やはりもう一つ考慮をいただきたいのは、今回、OCCCTOが

りと負うということになつてゐるわけでござります。

特に、個人情報保護法におきましては、第十一條で特別に、地方公共団体等が保有する個人情報の保護という規定がございまして、その中でも、「地方公共団体は、」その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずることに努めなければならない。」という特別な規定がございます。

この規定に基づきまして、各地方公共団体は、個人情報保護条例という形で条例を策定をいたしまして、この条例に基づいて個人情報の情報管理制度を構築するということになるわけでございま

す。

この規定に基づきまして、各地方公共団体は、個人情報保護条例という形で条例を策定をいたしまして、この条例に基づいて個人情報の情報管理制度を構築するといふことになるわけでございま

す。

また、今あわせてお問合せをいただきました個人情報保護条例という形で条例を策定をいたしまして、この条例に基づいて個人情報の情報管理制度を構築するといふことになるわけでございま

す。

また、今あわせてお問合せをいただきました個人情報保護法の第十九条で特別の規定がございまして、利用する必要がなくなったときは当該個人データを遅滞なく消去するよう努める、こ

ういう規定がございます。

当然、地方自治体も、こういった規定に基づいて、利用する必要がなくなったときには当該データを遅滞なく消去いただくことになるといふうに考えてございます。

こういった規定はありますけれども、その法の趣旨、それから運用ということは、我々としても、機会を捉えて徹底をして、個人情報の取扱いに遺漏がないように努めてまいりたい、このように考えてございます。

○浅野委員 ゼビ、よろしくお願ひいたします。もう一つ、今回の法改正の中では、戸別の電気使用データといふのを民間活用できるように緩和をしていくということでございます。やはり今議論したように、個人情報保護法の方も規制がある種強化されることになりますので、こういった新しいビジネス、新事業を創出していく方向性自体は私も支持しておりますけれども、消費者の立場に立つたときに、この電気の使用データというものは個人情報かどうか、ます

その認識をお持ちでない方がまだまだたくさんいらっしゃると思います。ですので、まずこういった戸別電気使用データが個人情報とみなせるのかどうかについて。

そしてまた、それを提供するかわりに、例えば安い電気料金を使えますよとか、いわゆる付加サービスでもうけようとしているような新電力の事業者もこれから出てくることが予想されます

が、その一方で、データを提供しないとかなり高い料金設定になつてしまったりとか、そういう対する対応方針といったものをお聞かせいただければと思います。

○村瀬政府参考人 お答え申し上げます。

今御質問いただきましたのは、平時のデータ利用に関するご質問でございました。平時のデータ

利用についても、この法律の中で、特定の認定法を適用して、利用する必要がなくなったときには、その中で個人情報をしっかりと保護される仕組みを盛り込ませていただいているところでございます。

また、あわせて御質問いただきました、データの使用に同意した顧客とそうでない顧客で差別的に取り扱われないということでございますけれども、電気料金には二種類ございますけれども、規制料金につきましては、経済産業大臣の認可を受けた小売供給約款に定める料金による供給が義務づけられておりまして、この中では、御指摘のよ

うな、小売事業者がこの小売供給約款によらず、データの使用に同意した顧客に対してのみ特別な扱いをするということは認められない仕組みとなつてゐるわけでござります。こうした不適切な取扱いの有無につきましても電力・ガス取引監視等委員会が監視していくことになつてございます。

本日の資料五をごらんください。

こちらには、今回の法改正で新たに追加される事業二つが黄色く塗り潰しをされております。一つは配電事業、そしてもう一つがこれから取り上げる特定卸供給事業でございます。

また、一方で自由料金のメニューでは、各小売事業者がみずから創意工夫によって自由に料金設定できる部

分があるわけでございますけれども、例えば、電気使用データを使わせていただける方には見守りサービスをセットで提供するといったようなメニューを提供することは可能でありますし、そういったメニューを需要家の方が自分の意思で選択するということもまた可能となつてゐるわけでございます。

他方で、こういった自由料金メニューにつきましても、需要家の方々が安心して選択できるようになりますとか、書面での旨を交付していくといった義務がかかるつてゐるわけでござります。こういった義務が適切に履行されているかどうかにつきましては、電力・ガス取引監視等委員会が監視をする

ことで、かなり先進的な分野になるうかと思います。これは、まあ、幾つかの実証事例はありましたけれども、これまでなかつた事業形態であります。

それでも、これから分散型電源といふものがより普及していく中においてはやはりその重要性も高まつていく中においてはやはりその重要性も高まつて、かなり期待をもつてございます。

○浅野委員 この平時の電力使用データの活用について、本当にいろいろなビジネスがこれから生まれる可能性が非常に高いと思うんですね。とりわけ、見守りサービスですが、誰かをサポートするようなサービスで活用される、そんな想定が

されてゐるわけですから、こういった、今後、電取の監視の責務の重さというのはより一層重くなつていくと想ひますので、ゼビ、今言つていたような規則をしっかりと周知徹底いただいて、更に社会の利便性が高まるような環境整備に御尽力をいただきたいというふうに思います。

統いて、特定卸供給事業について数点質問をさせていただきたいと思います。

このアグリゲーターを特定卸供給事業者と位置づけることによつて、規制の適用関係が明確化され、アグリゲーターの信頼性とビジネス環境の向上を期待していけるところでございます。

事業性向上のために、技術的課題の解決に向け、分散型リソースをI.T技術を用いて遠隔制御し、よりきめ細やかに需給の変動に対応する技術や、あるいは、I.T技術により蓄電池やEV等の多様なリソースを同時に制御して供給力として活用する技術の実証実験等も行つてきて、こうしたことも利用ができるようになり、事業が活性

ともあるわけですか、この事業はどういう事業かといえば、発電用又は蓄電用の電気工作物を維持して、及び運用するほかの者に対して発電又は放電を指示する方法などにより、電気の供給能力を有する者から集約した電気を、小売電気事業、ちょっとと回りくどいですけれども、要するに、いろいろな電源、いろいろな電力関連機器を統合・制御して安定的な電気を供給する、そんな事業形態であります。

これは、まあ、幾つかの実証事例はありましたけれども、これまでなかつた事業形態であります。これは、まあ、幾つかの実証事例はありましたけれども、これまでなかつた事業形態であります。

電力システムの構築や、災害時の需給逼迫解消に向け、どういう期待を持つてているのかというのを、政府の方から見解を求めてみたいと思います。

○牧原副大臣 全く御指摘のとおり、このアグリゲーターというものが再生可能エネルギーを含む分散型リソースを束ねるということができることになります。供給力や調整力をとして活用をできるようになります。このことによつて、より効率的な電力システムの構築や、災害時の需給逼迫解消に向け、どういう期待を持つてているのかというのを、

それとも、まずは、今後の電力システム改革におけるアグリゲーション事業、どういう位置づけ、どういう期待を持つてているのかというのを、

それとも、まずは、今後の電力システム改革におけるアグリゲーション事業、どういう位置づけ、どういう期待を持つてているのかというのを、

化する、こういう取組を進めてまいりたいと思つております。

○浅野委員 今おっしゃつていただいたことに特に異論はないんですけども、より現場視点でこれを考へると、特に近年災害が多発しております。これは災害時のことを見つかり想定しておく必要があります。

私も前職ではこういう情報システムを見ていたこともありますので、少しその観点からいければ、例えば、発電、太陽光パネルとか、あるいは蓄電池、そして何らかの負荷装置、電力を消費する装置ですね、いろいろなものを統合制御するといふのは技術的には可能であっても、必ずそれらをつなぐネットワークというのが必要になつてまいります。

災害が起つたときを想定したときに、電気だけが通れば、従来のハードスイッチというか、物理的なスイッチで電力のオン、オフを決めていた場合にはそのハードを直せばちゃんと電気が通るようになるんですが、こういうアグリゲーターが制御するような機器というのは、ハードの電気を伝える導電物の間に電子的なスイッチが入つて、そこを電子的に、いわゆるデジタル的にオン、オフをしないと最後つながらないとか、やはりそういう、もう一段系が複雑化する傾向になつていくんだろうというふうに思うんですね。

ですから、災害時を主に念頭に置いたときに、このアグリゲーターがどういう要件を備えなければいけないのかというのはよくよく整理をして検討いたく必要があると思うんですが、現時点でのような能力を求めていらっしゃるのか、その点について御答弁をいただきたいと思います。

○村瀬政府参考人 お答え申し上げます。
まず、委員から御指摘いただきましたように、このアグリゲータービジネス事業者が災害時に機能していくだくということが極めて重要だと考えてございます。

例えば、胆振東部の地震のときにも、北海道電

力さんは対応がすぐに始められけれども、再エネ事業者さんがどこにどういう方がおられるのかがなかなか把握できなかつたというようなこともあります。でもこのアグリゲータービジネス事業者さんが活躍いただける余地は大きいかと思つてございま

す。一方で、届出制としてございますのは、これまで規制だったビジネスでございますので、参入障壁があつてはいけないということで届出制としておりますけれども、一方で、供給計画の策定義務を負つていただく、それから、一般送配電事業者等に電気の供給を約する場合の供給義務等を課すということにしておるわけでございます。

そういったことによつて、災害時等の需給逼迫時に供給命令の対象となつていただくことで、災害時の貢献を期待できるというふうに考えてございます。

そして、今お問合せをいただいた、どういう要件かということの中の大きな要素の一つでございまますけれども、やはり今御指摘いただきましたように、ITを使って制御する部分がござりますの

うに、ITを使つて制御する部分がござりますので、サイバーセキュリティの対応体制をしっかりとついただくことは必要な条件だというよう

に考えてございます。

したがいまして、法律にも書いてございますけ

ども、事業を開始することにより電気の使用者

がいると認めるときには届出内容の変更命令又

は中止ができる仕組みとなつてござりますけれども、こういったこと、変更を命ずるようなことが必要ないよう、事前に事業を始める前にそ

ういった対応ができるかということについて

は、しっかりとチェックをしていきたいというよう

に考えてございます。

○浅野委員 今、アグリゲーターが届出制だとい

う部分についても触れていただいたんですが、確

かに参入障壁を低くするというのは大事な観点だ

と思いますが、やはり今申し上げたようなことを想定すると、供給義務を課したからといって、後は、じゃ、具体的にどう供給するかはおたくで考へてくださいねというのは、やはり丸投げではよ

くないと思うんですね。

しっかりと、政府としてもサイバーセキュリティ以外に、こういう災害の対応時に必要な連携のあり方、その際に必要な能力、しっかりと検討いただいて、せっかく、今回、災害時連携計画というのが盛り込まれますから、そういう中に

も加味していくことを強く求めたいというふうに思います。

それで、統いての質問になりますが、ここか

らは再エネ特措法について質問させていただきたいと思います。

まず取り上げたいのは、FIP制度の導入に関

してであります。

これまでFIP制度に関してはさまざまなもの

明をいたしましたし議論も行されてまいりました

ので、FIP制度がどういうものかという部分

についてはここで議論は避けたいと思います

が、まずお聞きしたいのは、今回、FIP制度の

導入に当たつて、FIP価格というものと参照価

格というものを決めることにならうかと思いま

す。それぞれの価格を決めるスキームというもの

がどのようにになっているのか、従来のFIT価格

のスキームとの比較もあわせて御答弁をいただきたいと思います。

○松山政府参考人 お答え申し上げます。

本法案に盛り込んでいますFIP制度の中で認

定事業者に交付されるプレミアムでございます

が、プレミアムというものは再エネ事業者の収入

の目安基準となります基準価格、どれぐらいのイ

ンセンティブを与えるかということです。

が、FIT価格といふものから一定期間の割電力

取引市場の平均価格、すなわち法律の中では參照

価格としておりますが、これを基礎として算定し

た額を控除する、この差分について支援する形に

変えるわけでございます。

こうなりますと、FIP価格というものと参照価格と二つの要素を定めていくことになるわけですが、ますFIP価格の方について申し出ますと、FIP制度における調達価格と同様に、また、この仕組みを入札制度の対象に指定した区分等につきましても、FIP価格の場合と同様の形で、入札を通じて決定されることになるととも同様でございます。

一方で、参考価格の方でございますが、こちらは、市場価格の平均ということでございますのと同様の形で、入札を通じて決定されることになります。また、この市場動向の結果ということになるととも同様でございます。

一方で、参考価格の方でございますが、こちらは、市場価格の平均ということでございますのと同様の形で、入札を通じて決定していくことになります。

それで、統いての質問になりますが、今後、審議会等において、この制度の趣旨に照らして、的確な実施がされていくような形で決めていくこととなるわけございますが、FIP価格及び参考価格についてはここでの議論は避けたいと思います

が、まずお聞きしたいのは、今回、FIP制度の

実施がされていくような形で決めていくこととな

るわけございますが、FIP価格及び参考価格

というもののについて、しっかりと算定していくよ

うな形をとつてまいりたいと考えてございます。

一方で、参考価格の方でございますが、こちらは、市場価格の平均価格と同様の形で、入札を通じて決定されることになります。

この期間のとり方というものは、今後、審議会等において、この制度の趣旨に照らして、的確な

実施がされていくような形で決めていくこととな

るわけございますが、FIP価格及び参考価格

というもののについて、しっかりと算定していくよ

うな形をとつてまいりたいと考えてございます。

○浅野委員 ありがとうございました。

○松山政府参考人 ちょっと時間も残り少ないので、これは最後

一問だけ。

今お質問に対して少しお聞きしたいのですが、

この参考価格の平均期間、平均をするための期

間、これをこれから審議会等で決めていくとい

うことなんですが、その決めていく際のスケジュール観について、今お答えできる情報があれば、教えていただけますでしょうか。

○松山政府参考人 お答え申し上げます。

FIP制度、この法案が通りましたら、二〇二

二年度から運用してまいりますけれども、その前

年度のできるだけ早いタイミングで決めていくよ

うことを念頭に置いてございます。

その際は、参考価格とFIP価格双方が決めて

いく形になると認識してございます。

○浅野委員 では、午前中はこれで終わります。

○福田委員長 この際、暫時休憩いたします。

正午休憩

午後一時二十五分開議

○福田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。

○浅野委員 では、午前中に引き続き質疑を続けさせていただきます。

午前の最後に、FIP制度のFIP価格、それは決め方を含めて今後の審議会で検討するという回答がありましたけれども。

今回のこのFIP制度導入に当たって考慮しなければいけないことが幾つかあるというふうに認識をしております。

それは、再生エネルギー事業者にとっての投資インセンティブを確保すること、そして、市場への統合といふものの方向性に合致した運用となることあります。言い方をかえれば、例えば、九州電力等で起きているような出力抑制のような事案を最小化しながら再エネの活用割合が更にふえるような方向に制度設計を行うこと、これがこの新しい制度のもとでは求められていくんだろうというふうに思っております。

本日の資料二をごらんいただきたいと思います。

こちらは、一日の時間帯ごとの各発電内訳、そして、それと連動した形での卸市場価格が青い棒グラフの部分になりますが、そのイメージを掲載しています。

真ん中あたりを見ていなっていますと、太陽光が日中の時間帯発電をして、九州電力などでは、この発電量が多くて一部出力抑制を要請しなければグリッドに変動を来してしまうということで、さ

まざまな対応がこれまでとられてまいりました。

このFIP制度の導入によって、例えばこの市場価格が高い部分に再生エネルギーの販売量というのをすらしていけば、そうした問題も解決に近づいていくのかなというふうに思つておるんですが、そのためには、やはり先ほど議論した参照価格というものが、どのような決め方をしていくのか、やはりその考え方が非常に重要な要素になると考えています。

そこで、参照価格の改定頻度に対し、どのようないい考えをお持ちか。そして、例えば、この改定する頻度を、需要の多い季節、そして需要がそれほど多くなくて、出力抑制などの可能性が比較的低い季節で変えることによって、よりダイナミックな取引というものを、市場に統合した取引というものを実現できる可能性もあるんじゃないかなというふうに思つておるんですが、その点に関する見解をいただきたいと思います。

○松山政府参考人 お答え申し上げます。

参照価格の改定の頻度についてお尋ねでござります。

この参照価格と基準価格との差分がプレミアムで支払われるわけでございますが、この参照価格、市場の平均価格でございます。その市場の平均価格を改定する頻度が少なければ少ないほど、要は長期に固定すれば固定するほど、その認定事業者の受け取るプレミアムの金額がより長期間固定されることになります。

ですので、長ければ長いほど、改定頻度が少なければ少ないほど、FIP制度の導入の促進、それは月単位、季節単位、年単位と非常に自由度は一日の中での時間のぎりぎりというところから、さらには地域ごとの比較をするにおいて、例えば、地域別の電力消費量の全国全体に占める割合と、再生エネルギーの発電量の比率の方が大きい地域、例えば東北地方、九州地方がそうなわけだと思いますけれども、三十分単位でこれを固定するとなりますと、

ほぼFIT制度と同じようなことになつてくるかと思つてございます。

他方で、これが余り長くなればなるほど、市場の価格がどうずれてくるかということがわからなくなるわけですが、そこには短ければ短いほどよいところは相矛盾する、バランスをとらなければいけないというところなんだと考えてござい

ます。一方で、オランダは一年単位と非常に長い時間軸を持つてございます。逆の、非常に短いところはイギリスでございまして、これは一時間単位で決めておりますので、こうなりますとFITより少し柔軟性を持たせたということになるかと思

います。

季節の中で、特に夏、冬というところ、一日以上の単位になつてしまりますと、一日の中でのずらしということができるようになつてくるわけでございまして、これは一部効果を持つわけですから、季節の中をずらした、夏と秋と、どこの時期でたいて、どこの時期でたかないでというふうに考えていくと、より長くということになつてくるかと思つてございます。

この具体的な決め方について申し上げますと、これから法律の施行という段階になりますれば、日本中、季節変動がある中で市場価格を通じた行動を誘導しながら、一方で再エネを導入拡大していくようなもの、こういったものを、審議会でいろいろな方々のお話を聞き、また、ビジネスの実態、ニーズを踏まながら、しっかりと検討して決めていきたいと考えてございます。

○浅野委員 では、統一して、地域間連系線の強化の費用負担を、今後、一部賦課金を活用して行うという部分について質問をさせていただきたいと

そもそも、この話は、系統の連系線、北海道と

東北地方を結ぶ連系線ですか、さまざまなかリッド間を結ぶ連系線の強化については、従来、託送料金の中に盛り込まれていた、それを、今後は一部賦課金、再生エネルギー賦課金も財源として充当

していくという新しい方針が今回打ち出されたわけですねけれども、ここに対しては、やはり議論をして、託送料金に乗せた方がシンプルだし自然なんじゃないかという意見もあれば、再生エネルギー賦課金でも違和感がないと

いう意見が、両方出てきました。そのあたりの考え方を改めてきょうは確認をさせていただきたい

というふうに思つております。

資料の七をごらんいただきたいと思います。

こちらは電力会社別のFIT認定事業の設備導入量を電力会社ごとに整理をした表でございま

す。さらには、その右側に、二〇一九年度八月、平日の昼間の実際の各管内での電力運用状況の数字を載せております。

まず、政府に見解を伺いたいのは、再生エネルギー施設の所在地、今ここに書いてありますように、各地域にこれだけの認定、導入がされているわけですねけれども、ここで発電された電気の発生地と消費地、どういう関係性にあるのか、その基本的認識を確認させていただきたいと思います。

○松山政府参考人 お答え申し上げます。

供給と消費のバランスということ、偏在といい

ますか場所の、所在地についての関係性でお尋ねでございますけれども、発電されたものと消費するもの、これは一致する話でございますので、地域ごとの比較をするにおいて、例えば、地域別の電力消費量の全国全体に占める割合と、再生エネルギーの発電量の比率の方が大きい地域、例えば東北地方、九州地方がそうなわけだと思いますけれども、おおむね一致している部分はあるんですけども、それがあるところがございます。例えば再生エネルギーの発電量の比率の方が大きい地域、例えば東北

地方、九州地方がそうなわけだと思いますが、需

要全体の比率でいいますと、東北地方が全国の9%でございますが、再エネの発電量、東北は日本全国の一四%でございます。消費量が九%に対しまして、再エネの割合というのが一四%と、大変再エネが多く発電している比率の地域でございます。同じく九州も、全体の消費の比率でいうと一〇%でございますが、再エネの比率でいうと一七%に相当しております。

一方で、関東、関西といった消費の大きい地域でいいますと、関東は消費が三一%に対し再エネの比率が二三%，関西が全体の消費が一六%なのに対しまして再エネの比率が九%でございますので、大消費地、非常に人口の密集しているような地域のところについては比率が小さく、一方で、東北、九州といった地域が大きいというような状況だと認識しております。

○浅野委員 ありがとうございます。
そうした、例えば、今例を挙げていただきましては、東北地方あるいは九州地方においては再エネの比率が高く、そして首都圏では低いということです、一定の偏在性が認められるというふうに思います。

では、今回、連系線、どこが強化されるのかといふところなんですが、調べましたところ、二〇二八年度までに連系線を強化する予定の場所としては、東北—東京間の連系線、そして東京と中部電力間の連系設備ということで、この部分が補強の対象になっていくわけでございます。

いわゆる、こうした費用の一部について賦課金の適用をしていこうということなんですねけれども、一方で、今回の法改正の中では、午前中も議論しましたが、広域系統整備計画というのをブッシュ型で立てるようになりました。しっかりと中期での系統整備、必要性を鑑みてその計画を立て、そしてレベルアップ制を導入して、適切な投資財源も含めた利益を確保した上で運営をします。あるならば、この仕組みをフル活用します。託送料金の中でしっかりと対応していくべき

%でございますが、再エネの発電量、東北は日本全国の一四%でございます。消費量が九%に対しまして再エネの割合というのが一四%と、大変再エネが多く発電している比率の地域でございます。

同じく九州も、全体の消費の比率でいうと一〇%でございますが、再エネの比率でいうと一七%に相当しております。

なんじやないかという考え方もあります。

今回は賦課金を財源に活用してということになつていいわけですか？

理するのではなくあえて賦課金方式を適用する、アブ制としてブッシュ型の系統整備計画という新しい仕組みを導入した枠の中で、託送料金として処理するの改めて説明いただきたいと思います。

○松山政府参考人 お答え申し上げます。

託送料金というのは、電気事業法に基づきまして、地域における一般送配電事業者の系統の形成とその費用負担を定めるものでございますので、受益者負担という原則のもとで行うことになります。

ですので、連系線の強化ということになりますとの負担にむらといいますかばらつきが出てしまふわけでございます。

うなりますと、連系線の増強については、地域ごとに、その連系線の両端の一般送配電事業者が負担することが原則になるところでございます。

再エネを主力電源として日本全国に必要性に応じてつくっていくこととなるという考え方のことでございますと、再エネの電気がどこで利用されるかにかかわらず、費用を全国で均等に支える仕組みということは非常に重要でございます。再エネの買取り制度と同様、特別な法律の規定に基づく賦課金方式を導入するのが今回の目的でございます。

○浅野委員 全国で負担するということなんですね

が、現に、再エネの発電比率、つくったエネルギーを外に持つていかなければいけないような地域

というのは、今、現に、東北ですとか九州です

とか、特定の地域に偏っている現状がある。そし

て、今後、向こう十年間くらい、系統連系線の強化をする場所というのはかなり限定的で、しか

ら、いわば収益が拡大をしますので、蓄電池というの

は大変重要なことです。

蓄電池は再生可能エネルギーを伸ばしていくに

当たつてやはりキーとなる技術で、私も環境政策官のときから各地を見に行きましたけれども、技術の問題だけではなくコストの問題でどうしても導入

がなかなかできないという状況があるので、まず性能の向上やコストダウンに向けた革新的電池の研究開発や、あるいは実証事業を通じた再エネの出力変動緩和や系統安定化のための蓄電池の最適化技術の確立、あるいはI.O.Tによる蓄電池の分散型電源の制御技術の確立など、まずここに支

援を集中しているところでございますが、蓄電池せんけれども、今回はしっかりと、長期で安定し

た運営をしていく、計画的な運営をしていくた

めにブッシュ型の広域系統整備計画そしてレベル

ニュー・キヤップ制という制度を導入するわけです

ので、これは各電力会社の財政問題も絡んでくる

話ですから簡単な話ではございませんが、ぜひ、

国民負担の過度な増大、ここをやはり心配する声が多いわけですので、十分に配慮をして運用していただきたい、そのように思っております。

時間が参りました。最後の一間にさせていただ

きたいと思います。

簡潔に参ります。資料の六をごらんください。

やはり再生可能エネルギーをこれからどんどん

活用していくためには、蓄電池、午前中の田嶋委員の指摘もありました蓄電池をもつともっと入

れていかなければいけないというふうに思つております。

事務方にいただいたこの資料を見ますと、過去の施策、現に行われている施策も含め、予算額が九十一・五億円の内数とか、そういうものもあ

りますが、もっともと抜本的に大規模な導入加

速策というのが必要なんじやないかとも思つてお

ります。ここに関して、最後、政府の今後に向けた見解をお伺いして、終わりたいと思います。

それから、また月末が来るわけですね、家賃や

固定費を支払わなければなりません。大臣は、申

請手続では柔軟に対応する、そして代替書類でも

給付を認めるというふうにこの問答弁されてきた

と思うんですけど、現状は必ずしもそうなつ

ていない。来週ではもう遅いんですね、月末とい

うことになると、直ちに手を打つて、とにかく可

及的速やかに給付金が届くように全力を擧げるべ

きだと思います。

○牧原副大臣 委員御指摘のとおりでございます。

は大変重要なことで、この導入の促進にはしっかりと進めてまいりたいと思っております。

○浅野委員 終わります。ありがとうございます。

○富田委員長 次に、笠井亮君。

冒頭、持続化給付金について、梶山大臣に三

点、端的に伺います。

事業者からは、振り込まれて一息つけたという声もありますけれども、依然として、申請が通つてもまだ振り込まれない、それから五月一日に申請したのに三週間も結局放置されている、機械的

対応で何度も申請してもはねられる、もう心が折れそんだったという悲痛な声が多々ございます。なぜこんなことになつているのか。

それから、また月末が来るわけですね、家賃や

声もありますけれども、依然として、申請が通つてもまだ振り込まれない、それから五月一日に申

請したのに三週間も結局放置されている、機械的

対応で何度も申請してもはねられる、もう心が折れそんだったという悲痛な声が多々ございます。なぜこ

んなことになつているのか。

それから、また月末が来るわけですね、家賃や

固定費を支払わなければなりません。大臣は、申

請手続では柔軟に対応する、そして代替書類でも

給付を認めるというふうにこの問答弁されてきた

と思うんですけど、現状は必ずしもそうなつ

ていない。来週ではもう遅いんですね、月末とい

うことになると、直ちに手を打つて、とにかく可

及的速やかに給付金が届くように全力を擧げるべ

きだと思います。

○梶山国務大臣 持続化給付金につきましては、

とりわけ厳しい経営状況にある事業者を対象に、使途に制限のない現金給付を行なうという前例のな

い思い切った手段を初めて講じるものであります。

これまで事業者のお手元に必要な現金が届くよう努力してきたところであります。

その上で、一般論で言えば、算定方法など給付金の切替は、これまで事業者のお手元に必要な現金が届くようになります。もちろん、一日も早く給付金を必要としている事業者の皆様の実情は承知をしております。